

台風等異常気象時における対応

1 暴風警報が発表された場合

- (1) 生徒の登校する以前に名古屋地方気象台から尾張東部のいずれかに暴風警報が発表されている場合（気象台のある尾張東部とは、春日井市、小牧市、名古屋市、瀬戸市、犬山市、尾張旭市、長久手市、日進市、豊明市、東郷町をいう）
- ア 始業時刻2時間前までに警報が解除された場合は、平常どおり授業を行う。
- イ 始業時刻2時間前以降午前11時までに警報が解除された場合は、解除後2時間を経て授業を始める。
- ウ 午前11時以降に警報が継続されている場合は、授業を行わない。
- 上記ア、イの場合、通学路の冠水・河川の増水等により登校が危険なときや交通機関の途絶等により登校が困難な生徒は、登校しなくてよい。
- (2) 生徒の登校後に名古屋地方気象台から尾張東部のいずれかに暴風警報が発表された場合（気象台のある尾張東部とは、春日井市、小牧市、名古屋市、瀬戸市、犬山市、尾張旭市、長久手市、日進市、豊明市、東郷町をいう）
- ア 気象・交通機関及び通学路の状況等から生徒を安全に帰宅させようと判断したときは、授業を中止し速やかに下校させる。
- イ 通学路が危険と認められるときや通学距離等により帰宅が困難と認められるときは、当該生徒の安全を校内において確保する。

2 特別警報が発表された場合

- (1) 生徒の登校する以前に名古屋地方気象台から尾張東部のいずれかに特別警報が発表されている場合（気象台のある尾張東部とは、春日井市、小牧市、名古屋市、瀬戸市、犬山市、尾張旭市、長久手市、日進市、豊明市、東郷町をいう）
- ア 登校させない。
- イ 特別警報の解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、生徒を安全に登校させようと判断できるまでは登校させない。
- (2) 生徒の登校後に名古屋地方気象台から尾張東部のいずれかに特別警報が発表された場合（気象台のある尾張東部とは、春日井市、小牧市、名古屋市、瀬戸市、犬山市、尾張旭市、長久手市、日進市、豊明市、東郷町をいう）
- ア 即刻、授業を中止し、災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集並びに生徒の生命及び安全を確保する最善の対応（学校留め置き、外部の避難場所への移動、保護者への引き渡し等）を迅速に行う。
- イ 生徒を校内に留め置いた場合は、特別警報解除後も災害の状況及び気象・交通機関・通学路の状況等に係る情報収集に努め、生徒を安全に下校させようと判断できるまでは下校させない。

3 暴風警報または特別警報が発表されていないが、大雨等異常気象により生徒の安全確保に困難が予想される場合

名古屋地方気象台から尾張東部のいずれかに発表される注意報・警報等の気象情報を把握するとともに気象・交通機関及び通学路の状況等を判断し、休業や授業の中止を決定する。(気象台のある尾張東部とは、春日井市、小牧市、名古屋市、瀬戸市、犬山市、尾張旭市、長久手市、日進市、豊明市、東郷町をいう)

南海トラフ地震等大規模地震に関する緊急時の対応

1 「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が発表された場合でも,原則として授業等は行う。[注①]

2 南海トラフ地震等大規模地震が発生した場合は,授業,学校行事等は行わない。

(1) 在宅時は登校しない。

(2) 登下校時は原則として帰宅する(ただし状況によっては学校または最寄りの避難場所に避難する。)

(3) 登校後は学校の指示に従い,すみやかに下校する。

注①本情報が発表された時は,地震への備えを再確認する。

○ 地震の揺れを感じたら

① 周囲の状況を十分に確認して,「落ちやすいもの」「倒れやすいもの」「移動しやすいもの」から離れてしゃがむ。

② バッグなどで頭を守る。

・屋根瓦,外壁,ガラス,看板の落下に注意するとともに,ブロック塀,電柱,電線,自動販売機からできるだけ離れる。崖・山崩れ,堤防決壊,液状化現象などにも注意が必要で,崩れそうな場所や水のそばからできるだけ離れる。

・自転車に乗っていたらすぐに降りる。

・橋や歩道橋の上にいる時は,動けるのなら早く渡りきる。

・バスや電車に乗っている時は,棚から荷物が落ちてこないか確認する。

座っている時は,手すりや座席にしっかりつかまる。

立っている時は,手すりなどにつかまるか,つかまれない時はしゃがむ。

※大規模な災害時は「むやみに移動を開始しないこと」が重要です。最寄りの安全な場所へ移動したら,まずは混雑が収まるまで待機しましょう。「遠くの自宅より近くで待機」です。

○ 地震の揺れがおさまったら

・崖や山崩れのおそれのある場所,河川,海岸からできるだけ離れる。高台に避難する。

・徒歩や自転車を使用している場合は,最寄りの避難場所に行く。

・公共交通機関利用者は,乗務員の指示・誘導に従う。

・避難後,登校するか,帰宅するか,その場で待機するかは,状況を判断して安全な行動を選ぶ。

○ 災害が起きる前に,学校から自宅までの徒歩での帰宅時間を計算したり,実際に歩いたりして確認してみよう。

災害時徒歩帰宅支援ステーション(コンビニエンスストアなど県との協定を締結),災害救援ベンダー(自動販売機)

○ 家族の安否確認の方法や集合場所を決めておこう。

家族との連絡方法

災害用伝言ダイヤル

1 7 1—1 (録音)—* * *自分の番号* * *

| | |
|-------------------------------|---------------|
| 災害用伝言ダイヤル | |
| 1 7 1—2 (再生)—* * *保護者の番号* * * | |
| 災害用伝言版 | 各携帯電話会社の災害伝言板 |
| web 1 7 1—* * * | |

○「南海トラフ地震に関連する情報(臨時)」が発表された際の授業等の取扱いについて

- ・ 原則として授業等の教育活動については、継続します。
- ・ 本情報が発表された時は、地震への備えを再確認してください。
- ・ 本情報の運用開始(平成 29 年 11 月 1 日)に伴い、東海地震のみに着目した情報(東海地震に関連する情報)の発表は行われません。

| | |
|--|--|
| 災害用伝言ダイヤルの利用方法 | |
| 1 7 1 → 1 → (05 * *) * * — * * * * → 録音 | |
| 自宅の電話番号 | |
| 例「1 年 1 組の春日井太郎本人です。自分も家族も無事ですが、自宅は全壊し、現在篠木小学校に避難しています。」 | |
| 1 7 1 → 2 → (0568) 81—1885→再生 | |
| 学校の電話番号 | |
| 例「春日井泉高校です。学校の再開については現在検討中です。学校から連絡があるまで、自宅で待機してください。」 | |

交通機関のストにより交通が途絶する場合について

- 1 当日は臨時休業としない。
- 2 学校に行くことの意味を十分考え、他の交通機関や自転車・徒歩などを利用するなど最善を尽くして登校すること。
その際は交通安全や交通情報に注意すること。
- 3 どうしても登校できないときは、必ず学校に連絡をとり、家庭学習に努めること。

事件,事故の回避について

- 1 パトネットあいち(愛知県警発メールマガジン)
命にかかわる事案の情報の配信を受けることができる。
- 2 春日井市安心安全情報ネットワーク
春日井市内の安心安全情報のメール配信を受けることができる。
※メールで登録して情報収集に努めること。

親族の死亡による忌引の取扱い

| | |
|--------------------------|----|
| 1 父母 | 7日 |
| 2 祖父母 | 3日 |
| 3 兄弟姉妹 | 3日 |
| 4 伯(叔)父, 伯(叔)母など三親等にあたる人 | 1日 |

[備考]葬儀のため遠隔地に旅行する必要がある場合には,往復に要する日数を加算することができる。

後日,会葬礼状等を学校に提出すること。

生徒会会則

第1章 名称

第1条 本会は愛知県立春日井泉高等学校生徒会と称する。

第2章 目的

第2条 本会は、会員の民主的な態度と、自治的な能力によって協力し、楽しく規律正しい学校生活を通してよい校風をつくるため、主としてつぎのような活動を行う。

- 1 学校における生徒の生活の改善や福祉の向上。
- 2 ホームルーム、部活動の連絡及び調整。
- 3 学校行事等への協力。

第3章 会員

第3条 本会の会員は、愛知県立春日井泉高等学校の生徒とする。

第4章 会期

第4条 本会の会期は、1年を2期に分け前期は4月1日から9月30日まで、後期は10月1日から翌年3月31日までとする。

第5章 役員

第5条 本会はつぎの役員を置く。

- 会長 1名
- 副会長 1名
- 書記 2名
- 会計 2名

第6条 前条役員の選挙に関しては別に定める。

第7条 会長は、つぎの事項を行う。

- 1 本会を代表し、会務を統括する。
- 2 総会を召集する。
- 3 議会を召集する。
- 4 執行委員会を召集し、その司会を行う。
- 5 各常任委員長、委員、会計監査員を議会の承認を経て任命する。

第8条 副会長は会長を補佐し、会長が職務を遂行できない場合に会長の代行をする。

第9条 書記は、議会及び執行委員会の議事を記録し、その他本会の関係書類の作成、管理にあたる。

第10条 会計は、本会の金銭出納の責任者となり、年度末に会計報告を行う。

第6章 生徒議会

第11条 議会は、本会の最高議決機関である。

第12条 議会は、各ホームルームより選出された2名の代議員、生徒会役員、議長、副議長及び各常任委員長により構成する。なお、代議員が1名でも欠席の場合は、室長または副室長を代理とする。

第13条 議会は、議長及び副議長各1名を置く。

第 14 条 議長及び議長は議会において代議員中より互選され、議長及び副議長の属する各ホームルームは代議員を補充する。

第 15 条 議会は、会長が召集し原則として各月に 1 回開き、その他必要ある場合に、随時召集することができる。

第 16 条 代議員の過半数あるいは全会員の 6 分の 1 以上の要求ある場合は、議会を召集しなければならない。

第 17 条 議会は、代議員の 3 分の 2 以上の出席がなければ成立しない。

第 18 条 議会の決議は、出席代議員の過半数をもってなし、可否同数の場合は議長が決する。

第 19 条 代議員は、各々 1 つの議決権をもち生徒会役員、議長、副議長及び各常任委員長は議決権をもたない。

第 7 章 総会

第 20 条 総会は、全会員で構成する。

第 21 条 総会は、会長が召集し毎年 1 回定期会を開く。

第 22 条 会長は、議会または全会員の 3 分の 1 以上の要求がある場合は、総会を召集しなければならない。

第 23 条 総会は、つぎの事項を審議、決定、承認する。

- 1 会則の承認及び改正
- 2 予算、決算の承認
- 3 その他、議会または執行委員会が必要と認めた事項

第 24 条 総会は、全会員の 3 分の 2 以上の出席を要し、出席会員の過半数をもって可決する。

第 8 章 執行委員会

第 25 条 執行委員は、役員及び各常任委員長で構成する。

第 26 条 執行委員会は、本会の行事の執行にあたり、議案の作成、その他重要な生徒会活動の企画をする。ただし、執行委員会において企画された事項は、議会の承認を得なければならない。

第 9 章 常任委員会

第 27 条 議会は、つぎの常任委員会を置く。

- 1 総務委員会
- 2 代議委員会
- 3 文化委員会
- 4 運動委員会
- 5 風紀委員会
- 6 保健委員会
- 7 図書委員会
- 8 美化委員会

第 28 条 各常任委員長は、構成員の中で互選し、会長が議会の承認を経て任命する。

第 29 条 総務委員会は、各ホームルームの室長・副室長で構成し、総会、ホームルームロングタイム等に関する活動を行う。

第 30 条 代議委員会は、各ホームルーム代議委員で構成し、生徒議会に参加して議会の決定事項を会員に伝達、報告し、生徒会活動の円滑化を図る。

第 31 条 文化委員会は、各ホームルーム文化委員で構成し、文化に関する活動を行う。

第 32 条 運動委員会は、各ホームルーム運動委員で構成し運動に関する活動を行う。

第 33 条 風紀委員会は、各ホームルーム風紀委員で構成し、校内外の風紀に関する活動を行う。

第 34 条 保健委員会は、各ホームルーム保健委員で構成し、保健厚生に関する活動を行う。

第 35 条 図書委員会は各クラス図書委員で構成し、全校生徒の読書環境を整える。

第 36 条 美化委員会は、各クラス美化委員で構成し、校内の美化清掃に関する活動を行う。

第 37 条 議会が必要と認めた場合は、その他の委員会を設置することができる。

第 10 章 財政

第 38 条 本会の経費は、生徒会費及び寄付金をもってあてる。

第 39 条 会計年度は、毎年 4 月 1 日に始まり翌年 3 月 31 日に終わるものとする。

第 40 条 会計監査は、代議員中から議会が指名した会計監査員 2 名により行い、その結果は議会に報告しなければならない。

第 41 条 会計監査員は、常任委員、部活動役員を兼ねることができない。

第 11 章 部活動

第 42 条 部活動は、本会活動の一環として運営され、その活動に関する細目については別に定める。

第 12 章 顧問及び最高決定権

第 43 条 本会は、指導、助言を仰ぐため次の顧問教員を置く。

- 1 生徒会顧問 2 名
- 2 常任委員会顧問各 1 名

第 44 条 校長は、本会のすべての活動に関して最高決定権を有する。

第 13 章 改正

第 45 条 この会則の改正は、全代議員の 3 分の 2 以上の賛成で議会が発議し会員に提案して、その承認を得なければならない。その承認には、会員投票においてその過半数の賛成を必要とする。

第 14 章 補則

第 46 条 この会則は、昭和 44 年 10 月 1 日より施行する。

令和 6 年 1 月 31 日改訂

生徒会役員選挙規定

第1章 総則

第1条 愛知県立春日井泉高等学校生徒会会則第6条に基づいてこの規定を定める。

第2条 この規定は生徒会会則第5条に定める役員の選挙に適用する。

第3条 選挙は原則として全会員の直接選挙による。

第4条 選挙権,被選挙権は全生徒会員が有する。

第2章 選挙管理委員会

第5条 選挙管理委員会は,各クラスから選出された1名の委員で構成する。

第6条 選挙管理委員会は,委員長,副委員長を互選する。

第7条 選挙管理委員会は,下記の事項を行う。

- 1 選挙の告示
- 2 立候補の受付,推薦状の調査
- 3 選挙公報の発行
- 4 選挙に関する諸規定(選挙運動規定など)の作成
- 5 選挙違反の取締り
- 6 立会人の人選
- 7 開票及び結果の報告
- 8 その他,選挙に関する必要事項

第8条 選挙管理委員会は一切の選挙事務終了後解散する。

第3章 立候補者

第9条 立候補には,選挙責任者1名と20名以上の署名による推薦状を必要とする。

第10条 会員は,同種役員について2名以上の推薦,署名をすることはできない。

第11条 選挙責任者は立候補者に関する一切の責任を負い,推薦者は立候補届出後投票日まで選挙運動を助けることができる。

第4章 選挙運動

第12条 立候補者は,正式に候補者と認められた日から投票日まで,校内で授業時間外に運動することができる。

第13条 その他選挙運動に関しては,選挙管理委員会がそのつど定める。

第5章 選挙

第14条 選挙は管理委員会の指定する期日,場所,方法で行う。

第15条 選挙は単記無記名投票とするが,書記及び会計については2名連記とする。

第6章 開票及び当選人

第16条 開票及び投票の調査は,投票終了後直ちに立会人の立会いのもとに選挙管理委員会が行う。

第17条 当選は有効投票の多数を得たものから順次決定し、同種役員候補者の得票が同数の時は、あらためて決選投票をする。

第18条 立候補者が定数の場合は信任投票とし、全会員の過半数の賛成を必要とする。

第19条 役員欠員ができた場合は、補欠選挙を行う。

第7章 改正

第20条 この規定の改正は、生徒議会の承認を得なければならない。

第8章 補則

第21条 この規定は、昭和44年9月16日より実施する。

令和6年1月31日改訂

部・同好会についての細則

第1章 総則

第1条 部及び同好会の活動は、つぎの目標を達成するために行う。

- 1 健全な趣味や豊かな教養を養い個性の伸長を図る。
- 2 心身の健康を助長し、余暇を積極的に活用する態度を養う。
- 3 自主的な活動を通して、集団生活における協調性を育てる。

第2条 生徒は、部活動または同好会に加入することができる。

第3条 生徒は、原則として2つ以上の部に加入することはできない。ただし、2つの部の部長及び部顧問の承認が得られた場合はこの限りではない。

第4条 部及び同好会は、顧問として本校教員1名以上を必要とする。特に必要のある場合は、外部より技術指導者を招くことができる。

第5条 部及び同好会が校外で活動する場合は、事前に顧問の許可を受けなければならない。

第2章 部活動

第6条 部は運動部及び文化部を置き、運動部は生徒会運動委員会、文化部は生徒会文化委員会の統轄を受ける。

第7条 部は特に必要と認めた場合を除き、1年以上の同好会活動を経た後、第25条により昇格、設立する。

第8条 部は高体連・高文連主催などの大会や、発表会・展示会・研修会などには必ず出場(出展)しなければならない。

※同好会への降格-部活動への昇格については、3年間の活動状況を踏まえて部顧問会議を開いて審議する。

第9条 部には、必ず次の役員各1名を置かなければならない。

- 1 部長
- 2 副部長
- 3 会計

第10条 部は、次の書類を常備しなければならない。

- 1 部員名簿
- 2 部費出納簿

第11条 転部については、年度当初に行うことが望ましいが、該当する2つの部の部長及び部顧問の承諾があれば年度途中でも認める。

第3章 経費

第12条 部活動の経費は、原則として生徒会部予算割当額で賄わねばならない。やむを得ない理由により部員から特別に徴収する場合は、必ず顧問の許可を受けなければならない。

第13条 部予算は,生徒会執行部が原案を作成し,部連絡会において審議した後,生徒会において審議決定する。

第4章 部連絡会

第14条 部連絡会は,部間の連絡調整にあたり,部活動の向上を図るため,運動部連絡会と,文化部連絡会を置く。

第15条 運動部連絡会は,運動委員長及び各運動部部長で構成し,運動委員長が運動部連絡会長となり召集・司会を行う。

第16条 文化部連絡会は,文化委員長及び各文化部部長で構成し,文化委員長が文化部連絡会長となり召集・司会を行う。

第17条 部連絡会は総部数の3分の2以上が出席しなければ開くことができない。

第18条 部連絡会において各部部长は,それぞれ1つの議決権を持つ。

第19条 各部の部長が部連絡会に出席できない場合は,部員の中から代理人を出席させることができる。

第20条 部連絡会における議決は,出席者の過半数で可決され,各部はその決議事項に従わねばならない。

第5章 同好会

第21条 次の条件を備えた場合は,生徒会に対して同好会設立の申請をすることができる。

- 1 設立責任生徒2名を含み15名以上の人数がいる
- 2 第1条の目的に合致していること。
- 3 校内で活動できること。
- 4 顧問として本校教員1名以上の承諾があること。

第22条 同好会を設立しようとする者は,同好会の設立申請書に次の事項を記入して,毎年11月中に生徒会に提出しなければならない。ただし,部よりの格下げによる同好会はこの限りではない。

- 1 目的
- 2 新設理由
- 3 活動内容
- 4 活動場所
- 5 活動日時
- 6 会員名簿
- 7 顧問氏名
- 8 その他

第23条 同好会の経費は,原則として生徒会費では賄わない。ただし,生徒会主催の校内行事に参加する場合は,若干の援助をすることがある。

第24条 同好会は顧問教員の許可がある場合にかぎり,会員より会費を徴収することができる。

第25条 同好会が部へ昇格しようとするときは、1年以上同好会としての活動を続けた後、同好会としての活動状況、年間経費の概算及び第22条1～8に掲げる事項を記入した部設立申請書を生徒会に提出して第26条により昇格する。

第6章 設立及び廃止

第26条 部及び同好会の設立は、部顧問会議及び職員会議の承認による。部は第8条の条件を備えない場合に廃止の対象とする。部及び同好会の廃止は教員から申請があった場合に部顧問会及び職員会議の承認による。

※部及び同好会の廃止、同好会への降格・部活動への昇格については、3年間の活動状況を踏まえて部顧問会を開いて審議する。

第7章 改正

第27条 この細則は、運動・文化合同の部連絡会に諮り、生徒議会の承認によって改正できる。

※付則この細則は、昭和45年4月24日より施行する。

令和7年1月31日 改訂

学校図書館利用の手引き

1 図書館利用の目的

学校図書館は、豊富な資料をバランスよく集めてある知識の宝庫です。教科学習・課外活動等に必要な資料を調べ、自分から進んで学ぶ態度を身に付けましょう。

2 開館日時

(1) 年間行事計画に開館・閉館の時期を示します。

その期間中の開館日時は以下のとおりです。

| |
|--|
| 月曜日～金曜日は昼放課 12：40 ～ 13：15、業後 15：40 ～ 16：55 |
|--|

(2) 次の場合は閉館します。

- ア 学校行事が行われている時。
- イ 定期考査中。
- ウ その他、臨時に閉館することもあります。

3 図書館利用についてのきまり

- (1) 館内では大きな声を出したり、大きな音を立てて人の迷惑になったりしないよう心がけましょう。
- (2) 館内で飲食をすることはできません。
- (3) 図書及びその他の資料を無断で館外に持ち出してはいけません。
- (4) 利用した図書は必ず元の位置へ戻しましょう。
- (5) 本を汚したり、傷めたりしないよう大切に扱ってください。
- (6) エアコン、ストーブ等館内の設備品に勝手に触れてはいけません。
- (7) 「館内」のラベルが貼ってある図書及び雑誌については貸出をしません。
- (8) 返却期日を守ることで、多くの人の迷惑になりますので注意しましょう。

4 読書相談について

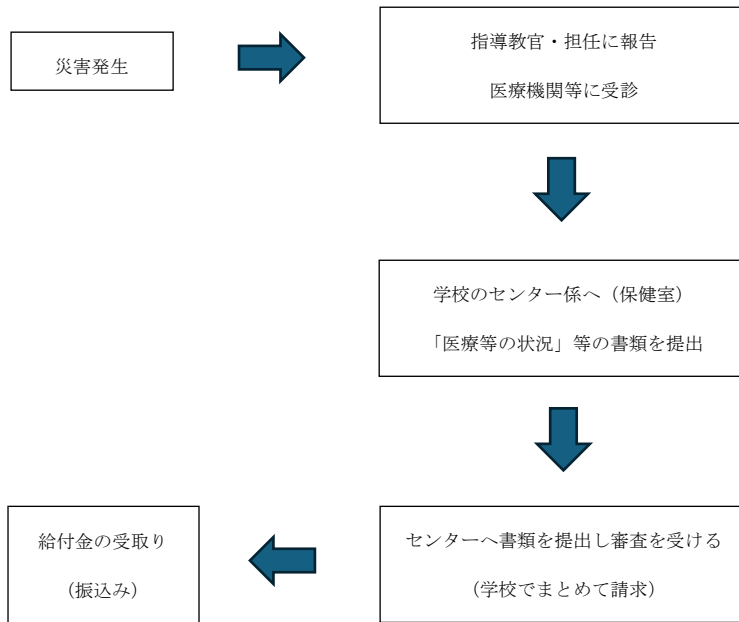
図書係の先生に気軽に相談してください。また、買ってもらいたい本がありましたら「希望図書購入申し込み用紙」に必要事項を記入して出してください。用紙は図書館に置いてあります。

日本スポーツ振興センター災害給付手続きについて

日本スポーツ振興センターはスポーツの振興と児童生徒等の健康の保持増進を図るための独立行政法人です。

学校の教育活動中(授業, 部活動, 登下校, 学校行事など)の災害について, 保護者・(生徒)からの申請により, 医療費等が給付されます。なお, 交通事故は対象となりません。

災害給付金給付の手続き



○災害発生後, ひと月以内に報告をしてください。

出席停止の疾病について

学校における感染症の予防には、学校保健安全法に、出席停止に関して定められています。

下記の疾病は、学校を出席停止となります。病院で受診し、きちんと治療してください。なお、出席停止の扱いにするには医師の診断を必要とします。証明書を学校まで提出してください。(※証明書は入学のしおりにあります)
また、本校 HP からダウンロードできます。

| | |
|-----|--|
| 第一種 | エボラ出血熱、クリミア・コンゴ出血熱、痘そう、南米出血熱、バスタマールプルグ病、ラッサ熱、急性灰白髄炎、ジフテリア、重症急性呼吸器症候群(病原体がベータコロナ、ウイルス属 S A R S コロナウイルスであるものに限る。)・中東呼吸器症候群(病原体がベータコロナウイルス属 M E R S コロナウイルスであるものに限る。)及び特定鳥インフルエンザ(感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律第 6 条第 3 項第 6 号に規定する特定鳥インフルエンザをいう。) |
| 第二種 | インフルエンザ(特定鳥インフルエンザを除く。)、百日咳、麻疹、流行性耳下腺炎、風疹、水痘、咽頭結膜熱、結核、髄膜炎、菌性髄膜炎 |
| 第三種 | コレラ、細菌性赤痢、腸管出血性大腸菌感染症、腸チフス、パラチフス、流行性角結膜炎、急性出血性結膜炎その他の感染症 |

こころの電話

—あなたの悩みごと相談—

進路、性格、身体、友人関係などで悩みを持ちながら毎日過ごしている人がたくさんいます。悩みはそのままにしておくとしだんだん大きくなって、自分の力だけでは解決できなくなってしまうことが多いものです。悩みは早目に先生・両親・友人など身近な人に相談して解決しましょう。しかし、中には身近な人に知られたくないような悩みもあるでしょう。このような人たちのために「こころの電話」が開かれています。

あなたの名前や学校名を聞かずに、あなたの身になって相談ののってくれます。だれにも知られたくないような悩みのある時、気軽にダイヤルをしてみましょう’。

○24時間子供SOSダイヤル「子どもSOSほっとライン24」

いじめの問題だけでなく、自分や友だちの命に関わるSOSの相談は

☎0120-078310

フリーダイヤルで通話料は無料です。(IP電話の一部はつながりません)

○被害少年相談電話〔愛知県警察本部〕

犯罪、いじめや児童虐待など被害に関する相談は

☎0120-7867-70 (月～金 9:00～17:00)

○いじめ不登校相談窓口〔愛知県教育委員会〕

いじめや不登校等の家庭教育に関する相談は

☎052-961-0900 (月～金 9:00～16:00)

○教育相談室〔愛知県総合教育センター〕

いじめ、不登校、非行、学業、進路、先生の指導等に関する相談は

☎0561-38-2217 (月～金 9:00～17:00)

○教育相談こころの電話〔愛知県教育・スポーツ振興財団〕

進路、学習、生活等に関する相談は

☎052-261-9671 (年末年始を除く毎日24時間)

○児童相談所全国共通ダイヤル〔各地区児童相談所〕 育児や子育て、虐待等に関する相談は

☎189 (毎日24時間)